

大阪工業大学専門職大学院 ディプロマ・ポリシーと特別研究論文審査項目・基準との関連

大阪工業大学専門職大学院 知的財産研究科 知的財産専攻

専門職学位課程

《 DPを達成するために特に関連度が高い項目に○ 》

ディプロマ・ポリシー		特別研究論文審査項目					
		項目1)	項目2)	項目3)	項目4)	項目5)	項目6)
DP	(1) 知的財産の保護と活用に関する実務知識をイノベーションに適用することができる。	○			○		
	(2) 知的財産に関する法律知識を知的財産の保護と活用に関する業務に適用することができる。	○			○		
	(3) 国際的な知的財産に関する知識をグローバルな企業活動に適用することができる。	○			○		
	(4) 知的財産のビジネス利用に関する知識を知的財産マネジメントの業務に適用することができる。	○			○		

特別研究論文審査項目・基準

審査項目	審査基準(満たすべき水準)
項目1) 論文テーマの妥当性	知的財産の法律的側面、実務的側面、国際的側面、ビジネス側面に関する観点から、研究目的が明確で学術的又は社会的意義を有すること。
項目2) 研究方法の妥当性	目的達成のため、適切な研究方法を実践していること。
項目3) 独創性(新規性)	テーマの設定、研究方法、表現・提示の方法、結論等において、独創性(新規性)を有していること。
項目4) 有用性	特別研究の実施と論文の作成が執筆者の専門的職業人への成長にとって有用なものとなっていること。
項目5) 信頼性	既往の研究等が適切に評価され、それらを自己の観点から十分に分析していること。
項目6) 完成度	一貫した論理が展開され、学術論文としての体裁が整っていること。